

東京都地方精神保健福祉審議会規程

(目的)

第1条 この規程は、東京都地方精神保健福祉審議会条例（昭和40年東京都条例第84号。以下「条例」という。）の規定に基づき、東京都地方精神保健福祉審議会（以下「審議会」という。）に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(構成)

第2条 審議会は、精神保健又は精神障害者の福祉に関し学識経験のある者、精神障害者の医療に関する事業に従事する者及び精神障害者の社会復帰の促進又はその自立と社会経済活動への参加の促進を図るための事業に従事する者のうちから、知事が任命する委員20人以内で組織する。

2 次の役職にある者については、委員として指定するものとする。

(1) 東京家庭裁判所判事のうち、審議会の趣旨を踏まえ同所において指名する者

(2) 東京都立松沢病院長

(3) 東京都立小児総合医療センター副院長で、児童・思春期精神医学を専門分野とする者

(会長)

第3条 審議会に会長をおく。

2 会長は、委員が互選する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会は、知事が招集する。

2 審議会は、委員及び議事に關係のある臨時委員の合計数の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に關係のある臨時委員の合計数の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会の設置)

第5条 審議会に部会を設置することができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、知事が指名する。

(部会長)

第6条 部会に部会長をおく。

2 部会長は、その部会に属する委員が互選する。

3 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の審議の経過及び結果を審議会に報告するものとする。

4 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

(部会の議事)

第7条 部会の議事の定足数及び表決数については、第4条の規定を準用する。この場合において、「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

(関係者の出席)

第8条 審議会は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聞くことができる。

(幹事)

第9条 審議会及び部会に、運営について補佐をするため、幹事を置くことができる。

2 幹事は、知事が任命し、又は委嘱する。

(会議の公開等)

第10条 審議会並びに部会の会議及び会議に係る審議事項、議決事項、会議録等（以下「会

議録等」という。)は、公開する。ただし、会長(部会にあっては部会長。)又は委員の発議により出席者の過半数で議決したときは、会議及び会議録等は、公開しないことができる。

(審議会の庶務)

第11条 審議会の庶務は、東京都福祉局障害者施策推進部において処理する。

(委任)

第12条 この規程の施行について必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成21年6月15日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和5年7月1日から施行する。